

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連
国内措置（対内）(7)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355

郵政省電公社關係

1. 在日米単電氣通信料金問題
(郵政省電氣通信監理官室 44.1)

1. 「行政協定の実施に伴う公衆法号の特例に關する法律」に關する第13回国会資料

1. 紛争料金に關する法制局との打合せに關して
(44.10.3)

1. 衆議院日米安全保障条約特別委員会の質疑応答抜粋(参考)

在日米軍電氣通信料金問題

昭和44年1月

郵政大臣官房電氣通信監理官室

在日米軍電気通信料金問題

I 概要

在日米軍が使用している専用線設備のうち終戦処理費支弁で建設したものおよび安全保障諸費支弁で建設したものに關する電気通信料金問題の解決については昭和27年より日米間で折衝を行なってきたが、日米行政協定(現在の地位協定)の解釈上の相違により、いまだに解決の見透しは得られていない。

本紛争料金は昭和42年度末で77.8億円になる。

II 紛争の発生およびその暫定措置

在日米軍の使用している電気通信施設のうち日本電信電話公社(以下「公社」という)に關係あるものは一般市内電話、市外電話および市内、市外専用線施設がある。

このなかで一般市内電話、市外電話使用料および公社の建設した(通信省時代を含む)市内市外専

用線については、米軍は日本の各省各庁なみの料金を支払ってきた。

しかし、専用施設には公社の建設したもののほか

(a) 日本の旧陸軍が所有していたもので、終戦後米軍が接取したもの。(戦利品、CEM=と称する)

(b) 米軍のドル支弁により建設したもの(ドルケーブルと称す)

(c) 終戦処理費により建設したもの(TOW=と称す)

(d) 安全保障諸費支弁により建設したもの(JGCP=と称す)

がある。(a)(b)については日本側では米軍の管理権又は所有権を認め、料金請求は行なっておらず問題は発生していないが、(c)(d)についてはその施設が公社財産となつてゐるので、公社では米軍に対し使用料を請求したのに対し米側では次のような理由でこれを拒否した。

(1) 即ち、昭和27年締結された行政協定第2条第1項および第25条第2項(a)(現在の地位協定第2条

第7項(a)および第24条第2項)により米軍は「施設および区域」と「これの運用に必要な設備、備品および定着物」の提供を受け、これを無償で使用することが日本国により認められている。終戦処理費および安全保障諸費支弁により建設された米軍専用の電話施設は、ここにいう「設備、備品および定着物」に当るものであり、「施設及び区域」の外にある米軍専用の電話施設についても当然無償で使用出来るというものである。

(2) これに対して日本側は、米軍の必要とするものは通信設備そのものではなく、行政協定第7条(現在の地位協定第7条)にいう「公共の役務」としての通信サービスであり、TOW および JGCP の電気通信設備は「公共の役務」としての「公衆電気通信サービス」(を提供するための手段)として設置されたもので「施設および区域」の運営に必要な設備、備品および定着物には含まれず既往の電気通信事業特別会計所属予算によるものはもちろん、TOW、JGCP の電気通信設備は、電気通信事

業を行なうものの財産であり、従つて、正規のサービス料金の支払を受けるべきであるという見解である。

(3) この問題は日米対立のまま、昭和27年から昭和33年にわたり日米合同委員会の特別分科委員会、動産分科委員会等にもちこまれ検討が行なわれたが、結論を得ることは出来なかつた。そのため、公社は暫定的に米軍との間にこれら紛争施設の取り扱いを個々の協定により取り極めて処理することを申し合せた。

即ち、終戦処理費支弁施設に対しては「電気通信に関する契約の基本協定」(昭和30年8月24日)により、又安全保障諸費支弁施設に対しては「米軍の都市地域よりの移転計画に基き提供された電気通信機器および設備に関する実施協定」(昭和30年10月24日)により取り極められ、ともに料金支払いについては公社は米軍に料金請求書は出すが、米軍は懸案の電気通信設備、機器の使用によつて生ずるサービス料金は支払わないとするも

のであり、計算上では米軍未払い料金は昭和42年度末で終戦処理費支弁のものが約52.5億円、安全保障諸費支弁のものが約18.3億円合計で約77.8億円となつている。

Ⅲ その後の交渉経過

1 昭和34年、安全保障条約改定の機運が生じ新条約では、日本政府の防衛分担金が廃止され、在日米軍の電話料金を米ドル予算で支払わねばならなくなるに及んで、米側は「施設及び区域」の外にある POW および JGCP 施設を返還するかわりに、米軍の専用電話料率（当時は一般官庁と同様4,800通話分/月）については行政協定締結時の「岡崎—ラスク議事録」を根拠としてその減額を強く要求するに至つた。

同議事録によれば、ラスク氏の「…当方としては当分の間、警察以外の日本国政府の各省各庁が支払う最低料率を支払う用意がある。もつとも当方としては合衆国が相当期間にわたつて警察予

備隊が支払う料金よりも高率の料金を支払うべきであるとは考えておらず、従つて合同委員会にこの問題を慎重に検討し、かつ適当な勧告を与えるよう要請したい」というのに対し岡崎氏が同意していることから考えて、米軍はいつまでも高率な料金を支払うことになつていないと解すべきであろう。

これに対する日本側の意見は、同議事録は日米双方の主張を述べたに止まるものであり、同議事録において日本政府は単に合同委員会で検討することに同意したものであつて米側のいう主張に同意したわけではない。なお、警察は現在特別料率（1,260^{通話分}/月）を適用されているが、ラスク氏のいう警察予備隊は当時は警察料率であつたが、その後保安隊、自衛隊と変わり現在は一般官庁並みの料金を課されている。更に凡そ共同防衛のため一國に駐留する軍隊は諸外國の例に徴しても通常受入れ國の軍隊と同一の料率を受けていると考えられる。

従つて、日本政府としては在日米軍に自衛隊とは別個の待遇を与えることは困難であるとして日米間

で見解が対立している。

2 その後昭和34年12月30日付けでマツカーサー大使より藤山外相宛書簡が送られた。

即ち、

「現行、行政協定で日米間に次のような係争事項がある。それは、(1)三公社が政府機関か、非政府機関かということ。(2)在日米軍の動産使用料の支払い。(3)市外専用電話施設の使用料率。の3つである。

この3つは個々に取り上げるべきものではなく、3つを一括して解決することを望む。

(1) に対しては、米国は法律的に疑問をもつが、3件を一括解決するという条件付きで、三公社は非政府機関であるという、日本の見解を受け入れる。

(2) 米軍が「施設および区域」外で使用している私有動産について、日本政府と補償の取り極めをすることに同意する。

(3) 米国は終戦処理費又は安全保障諸費支弁の市

外専用電話施設で、米国の「施設および区域」外のを日本に返還する用意がある。この返還施設を含めて、市外専用電話の使用料率を警察並みとすること。

また、今迄の未払料金は、専用線の過払料金と帳消しにすること。」

というものである。

これに対して郵政省は部内で検討の結果、市外専用電話施設の使用料率に関する米側提案は受け入れ難いものである旨、岩田監理官より外務省の森アメリカ局長に対し昭和35年1月中旬口頭申し入れを行なった。

3 昭和38年4月1日 電話専用料金制度改正による専用料金の減額に伴い、日本側としてはこの機会に出来れば本料金問題の解決を計るよう考えて、米側と非公式に話し合ったが、米側は3件一括解決案を主張し、解決の見透しは得られなかった。

4 昭和39年1月23日 外務省に於て日本側(外

務省、郵政省)と米側(米国大使館、在日米軍司令部)と交渉をもち、日本側としてはこのまま推移することは紛争金額のみ累増し解決が益々困難となることを考慮し、次の提案を行なった。

(1) 昭和38年4月1日以前の未払金(60億円)

については切離し別途解決をはかる。

(2) TOW、JGCP施設の使用料は昭和38年4月

1日以降新料率により支払うこと。

(3) 米軍専用の私設マイクロ回線の設置により米軍支払金額は減少しているため、TOW、JGCP施設の使用料を支払っても現行支払い額を著しく超過することがないと考える。なお、若干超過する分がたつた場合には適当な処置を構ずる用意がある。

これに対し米側ではさきのマツカーサー大使提案の3件一括解決案を主張している。

5 現在この問題は外交交渉により折衝が継続されてきている。最近までの交渉によると、米側は当初この施設は日本政府が無償で提供すべきであ

るという基本的立場について、日本側に歩みよりをみせ少なくとも今後のものについては料金を支払うというところまできているが、過去の料金の支払と今後の料金の料率について見解が一致していない。

IV 参考資料

(1) 専用電話料金

種別	料率	旧料率	38年4月1日以降の改正料率
一般料金	6,000 通話分/月		3,600 通話分/月
官庁	4,800 "		3,600 "
警察および消防	1,590 "		1,260 "
新聞関係	1,800 "		1,800 "

(2) 米軍が駐留する諸外国における電話専用料金
(在日米軍が外務省に提出した資料)

国名	100Km当り	記事
フランス	11,020.40ドル	帯域距離制による
×ギリシヤ	8,800.-	1ヶ月2,000通話分
日本	(7,200.-)	(1ヶ月4,800 #)
	5,400.-	1ヶ月3,600 #
イタリー	6,482.-	1ヶ月2,250通話分
ドイツ	5,142.90	直線距離による
トルコ	4,020.-	"
ベルギー	3,360.-	"
アメリカ	2,160.-	"
イギリス	1,974.-	"
×ノルウエー	1,118.90	"
×オランダ	741.70	"

(注) ×印は軍隊に低料率を適用している。

(3) 終戦処理費、安全保障諸費支弁の通信施設利用料金

(単位 億円)

種別	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	合計
終戦処理費	0.8	2.3	3.8	5.0	5.2	6.7	5.3	4.4	4.3	4.0	4.0	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	59.5
安保諸費	-	-	0.3	1.2	5.2	3.4	0.9	0.7	0.9	0.9	0.9	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7	18.3
合計	0.8	2.3	4.1	6.2	10.4	10.1	6.2	5.1	5.2	4.9	4.9	4.3	3.6	3.3	3.2	3.2	77.8
累計	0.8	3.1	7.2	13.4	23.8	33.9	40.1	45.2	50.4	55.3	60.2	64.5	68.1	71.4	74.6	77.8	

(4) 米軍専用料金額の推移

(単位 億円)

種別	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	合計
米軍専用電話料金額	58.6	49.4	42.2	38.5	19.1	19.0	15.7	16.3	17.0	15.4	15.7	13.2	4.7	4.4	4.1	4.1	353.368

(注) 昭和35年10月、日本政府が在日米軍に対し、私設マイクロ回線の設置を認め、昭和38年(昭和38年末完成)により、昭和39年以降一般専用線の使用料が大巾に減少している。

(5) 関連協定

ア 地位協定第2条第1項(a)

合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

イ 地位協定 第7条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

ウ 地位協定 第24条第2項

日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに線路権（飛行場及び港に

おける施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

「行政協定の実施に伴う公衆法等の特例に関する法律」
に付してのオ十三回国会資料

「行政協定の実施に伴う公衆法等の特例に関する法律」
についての才十三回国会資料

特別營業部

目次

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく
行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法
律……………一頁

二、提案理由説明（佐藤電気通信大臣）……………五頁

三、逐条説明（山下電気通信監）……………九頁

四、質疑応答……………一三頁

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

制定 昭和二十七年四月二十八日 法律第百七号
改正 昭和二十八年七月三十一日 法律第九十八号
昭和二十九年六月十一日 法律第七十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律をここに公布する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊の用に供する電信及び電話に関する料金は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の定めるところによる。

第二条 電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の規定は、アメリカ合衆国の軍隊の加入申込又は権内交換設備、内線電話機、附属電話機若

しくは専用設備の端末機器その他端末の設備には、適用しない。

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊が設置する有線電気通信設備については、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによる。

第四条 第一条の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に規定する国際連合の軍隊（以下単に「国際連合の軍隊」という。）の用に供する電信及び電話に関する料金に準用する。この場合において、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」とあるのは、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、国際連合の軍隊の加入申込又は構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備に準用する。

3 第三条の規定は、国際連合の軍隊が設置する有線電気通信設備に準用する。

4 第一項後段の規定は前項の場合に準用する。

附 則（抄）

1 この法律は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和二十八年七月三十一日 法律第九十八号）

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月十一日 法律第七十六号）

この法律は、公布の日から施行し、第四条第一項及び第二項に係る部分は、昭和二十七年四月二十八日から、同条第三項及び第四項に係る部分は、昭和二十八年八月一日から適用する。

二、提案理由説明（昭和二十七年四月四日、第十五回衆議院電気通信委員会）

○佐藤國務大臣

ただいま上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

現在連合軍に対する電気通信サービスは、スキヤップイン一二九九号によつて提供されておりますが、講和条約発効後におきましては行政協定第七条により提供されることとなり、それに対する料金は、当然電信電話料金法の定めるところによることになるわけでありす。しかしながら連合軍に提供している電気通信サービスのうちには、国内で一般的に認められないもの、及び国内のサービスに類似しているが収扱いの条件等が異なるものが多く、従つてその料金は国内料金とは別個に定めなければ徴収できないこととなり、また国内サービスと同種のものであつても、料金徴収事務の関係等から国内料金と別個の料金体系とする必要がありますので、

電信電話料金法の適用を全面的に排除し、行政協定に基くとりきめによつてこれらの料金を定めることとしたのであります。

次に、昨年七月以降電話設備費負担臨時措置法によりまして、加入電話や増設電話機などの新設に際しましては、その設備資金に充てるため臨時措置として加入申込者に設備費を負担させておりますが、特に国の機関に対しましては、この設備費を負担させないこととしておりますので、駐留軍に対しましては、行政協定第七条の国の機関に対する条件よりも不利でない条件でサービスを提供する趣旨に基きまして、国の機関と同様に電話設備費負担臨時措置法の特例を設けることとしたしました。

次に、連合軍に対する市外専用電話の料金は、現在一般の専用料金を適用しており、駐留軍に対しましては、同様の取扱いをしたいと考えておりますが、行政協定に関する打合せに際しまして米側は、駐留軍に対する市外専用電話の料金については、国家地方警察並の取扱いは、警察電話の通信省への統合に関する特殊事情を納得し、あえて要求しないが、警察予備隊並の取扱いを要求する旨述べております。

現在警察予備隊は、警察事務を行うものとして、国警、自治警等と同等の取扱いを受けておりますが、これは料金法中に警察事務として表現したことに基いた便宜処理でありますから、この際、米側の要求の次第もありますので、警察電話関係移管当時の事情もあわせ考えまして、料金法中、官庁等専用の料率の適用範囲を施設移管を受けた国警、自治警及び消防関係に限ることとし、警察予備隊その他は一般専用の料金によることといたしました。

次に、連合軍以外の外国人がなす市外通話に対しましては、スキヤップインによりF・I通話、すなわち外国語通話として特別の料金を課し、かつ最優先で取扱っておりますが、講和条約発効後におきましては、最優先の取扱いは廃止することとし、英語による取扱いは便宜上存続することとしたしまして、その料金につきましては、必要な経費を一般の市外通話料に加算して徴収することとしたのであります。

以上が本法案の大体の内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

三、逐条説明（昭和二十七年四月十四日第十六回参議院電気通信委員会）

○政府委員（山下知二郎君）

駐留軍の専用電信設備
（この設備は）

今回提出いたしました法律案の逐条の説明を申し上げます前に一般的といたしまして、駐留軍の使用いたします施設及び区域（内）におきましては、電信法を適用されるものと、かように解釈いたしております。即ち駐留軍が施設区域内におきまして当省の航空電気通信形體を利用いたします場合は、当然電信法に基きましたサービスとして利用してもらい、又施設区域内で駐留軍がその専用のために施設するものも電信法第二条による施設設備に該当するものとみなしまして、これが取扱に必要な措置は省令で定めるつもりでございます。

法案の第一条は只今大臣の御説明にもございましたように、原則といたしましては日本の国内法にきめられておりますところの料金を課するところのサービスを提供するわけでございますが、今までの占領下の経験から見ますというところ、それ以外の国内法に、料金法上規定されておるところのサービス以外のサービス

Q
-9-
V

も要求されるということが考え、るわけでございます。従いましてそういう場合に法的根拠を求めておきたい、に第一条の御決定を願いたいと、かような次第でございます。

それから第二条の負担金の問題は、これは日本の政府機関に対しては、これを課せないということに負担法にも相成っておりますから、軍のほうにも行政協定の第七条にございますように、日本国の政府機関よりも不利でない条件でサービスを受ける権利を持っておりますために、これは負担法は適用の除外にしよう、かようにいたしておるわけでございます。なお又連合軍が現在使用しております、講和発効後駐留軍が使用いたしますのでございまして、市外線の専用料は現在も二百通話と申します。一般の料金を課しておりますのでございまして、ところが一方警察、消防、その他におきまして、それよりも安い専用料で提供しておるものもございますので、この際警察、消防電話が旧通信省に移管になりましたときのその時代の事情に鑑みまして、これを截然と二つに分けて考えましたものでございます。即ち現在の料金法では警察事務という見出しに相成っております。

まするが、警察事務というところに非常にはつきりしない点がございまして、これを國家地方警察及び自治体警察、消防関係、この点にはつきり限定いたしまして、その他は一般の市外専用並に取扱うということをおのづからつくり出したわけでございます。

次に外国電話の件でございますが、これは現在も外国語で通話するというものに対しましては、特殊の取扱をいたしておるのでございますが、これが余りに取扱が特殊過ぎる、この点は駐留軍の用に直接関係あることでは実はございませんで、英語によりますところの電話の申込及び電話の通話というものに対しまして、一般的にこの際必ずしも外国人ばかりでなく、日本人でもこれが取扱に均等に得るようによし、そうして在来は特別の取扱及び料金をとつておりましたが、今度は英語によりますところの通話に対しましては、普通通話料に相当するところの額を徴収して、そうして通話の取扱の階級は普通通話でも至急通話でも、或いは特別至急通話でも取扱うようによし、ただその場合にどの通話の場合におき、ましても英語通話に關係するところの料金を附加して、取扱は一切の国内通話と

同様に取扱う、かような観点に於て、ましてこの法律を組立てておるわけでございます。

四、質 疑 応 答
〔衆議院、電通委員会〕

○山下（知）政府委員
ただいま適用の範囲は、電備法第二条の事業としてはこれを認める、しかしそれに対する必要な規定はつきりさせなければならぬ、その規定は今後行政協定の内容によりまして考慮しなければならぬと考えております。

○橋本（登）委員

今関連して権限委員からも質問　　りましたが、演習などで線をばらばらとひつばつて行くような問題は、行政協　　中にある程度の幅を　　きめられるだろうと思つていますが、そうではなくて　　やもすれば基地外に、　　近距離の場合において、特に軍が必要であるという理由で、専用電信なり、専用電話を延長せしめるようなきらいがあるかないか、そういう場合にあくまで国内法の適用という建前からしてそういう必要がある場合は、これをきめるのはよいのですが、そういう場合には駐留軍はかつてにできるかどうか、日本政府の了承を得て行すべきじゃないか、この点はどうですか。

○山下（知）政府委員

やはり日本政府の了承を得なければならぬと解釈しております。

○橋本（登）委員

最後に、時間もありませんから簡単に質問をしておきますが、この法文の中の第一条に「行政協定の定めるところによる。」ということでもつて料金問題をきめて

おるのですが、その行政協定の中には、実は料金の問題は書いてはないのであります。従つて行政協定という意味は、広くその意味を言つたのであつて、厳格に言へば行政協定並びにそのとりきめによるという意味だろうと思つていますが、その点この条文の意味の御明確な解釈を願いたいと思つてます。

○山下（知）政府委員

行政協定の第七条によりまして、電気通信事業のサービスをいたすように相なつております。これは条文にもありますように、現政府機関よりも不利でない条件でサービスをやる、かように相なつております。サービスをいたしますが、そのサービスの内容に多種多様あることを想定いたしておるわけでございます。現状から見まして、多種多様のサービスの必要があるかと思つております。国内法に規定のありますものは、これはもちろん国内法に準拠していただきますが国内法で規定されていないサービスをする場合におきまして、そのサービスの種類及びそのサービスの種類に関連しますところの料金を、行政協定の細目のとりきめによつてきめられ、かような趣意のものでございます。

○佐藤國務大臣

今の権熊委員のお話ですが、第七条の前段には、「日本国政府の各省各庁に当時適用されている条件よりも不利でない条件で、」という条件が実は入っているわけであり、従いまして今御指摘になります。この優先的な使用なり、あるいは役務を利用する権利というものは、この条件でやるということでございますので、日本政府の各省各庁が今使っておりますその条件と同様のものだと一応考えざるを得ないのでないか、かように考えておるのであります。

○佐藤國務大臣

別に権熊委員と議論するつもりもありませんが、ただ不利でない条件というのを最少限度の不利でない、こういう解釈で、どれだけ有利であるかわからないのだ、こういう御議論をなすつていらつしやいます。これはちやうど数字の以上、以下、というような問題と同じなんでございまして、私どもが扱います場合においては、同等のつもりでこれを処理して参るわけであります。従いましてこの点におきましては、皆様方の積極的な御支援はぜひともお願いしなければならぬと、かように考えますが、非常に広い範囲という意味の、言葉だけの解釈に私は賛成しかねるものであります。これは法文の書き方としてこういう書き方にならざるを得なかつたのだと思います。

○山下（知）政府委員

前会駐留軍の使用いたします施設は、ひ区域内における電信法の適用の点につきまして御質問がございましたが、これに對しまする人の答弁をばつておきたいと思ひます。当省といたしましては、施設及び区域内に對しまして電信法の適用はされるものと解しております。すなわち駐留軍が施設及び区域内におきまして、当省の公衆通信系を利用いたします場合には、当然電信法によつてサービスを提供するものでございます。また施設及び区域内で駐留軍がその専用のために施設をするものでも、これは電信法第二條にあります私設設備に該当するものとみなすのでありまして、これら取扱いに必要な措置は、省令で別途規定する考えてございます。

○山下（知）政府委員

御説の通りに提案しております法律の主たる目的は第七條でございます。私どもは第六條は航空関係と解釈いたしまして、航空関係の中にあります通信関係の分だけはこれにはまるだろうと解釈しております。その他におきまして、第三條に施

設及び区域内において、権利、権力、権能という文字が使われておりますが、これが電信法とどの範囲において関連するかということが、私どもの今の研究の重点になつておるのでございます。われわれは主といたしまして第七條を中心に考えておるわけでございます。

○山下（知）政府委員

駐留軍に今後サービスいたすサービスの内容が、全部国内法に規定せられておられますところの料金法によるサービスと一致いたしますならば、今回提案の法律の第一條というものは、その用をなさないわけでありますが、過去の実績から見まして、なおかつ先方の意向を当つてみますと、国内法に定めのないところのサービスのあの程度の要求があると見られるのでございます。この場合にそのサービスによるところの料金をはつきりさせておかなければならない。こういう意味からいたしまして、ただいま提案いたしております法律をつくつたわけでございます。

○松井（政）委員

そうすると今度はこれに関連してお伺いしますが、この特例で行きますと、従来の警察予備隊の通話料金と、今回の特例に基づく警察予備隊の通話料金とに変動が起きるか起きないか、起きるとすればどのような形で起つて来るか、これを明らかにしていただきたい。

○山下（知）政府委員

除^任来料金法に警察事務という言葉で表わしておりましたために、非常に解釈上齟齬を来します。従つてこのたび国警及び自治警、消防というものはつきりしまして、その分だけは在来の五十三通話、その他は二百通話、かようにはつきりさせたわけでございます。

〔参議院、電通委員会〕

○政府委員（山下知二郎君）

無線中継の中で、超短波無線中継の一部は、施設に指定されたものもござい
ます。現にまだ施設の指定が進行中でございます。この前にも申上げましたよ
うに、¹⁾ 関東以北しかきまつておらないのでございます。そういう施設に指定され
ましたものは、これはこの前も申上げましたような範圍におきまして先方が使
うわけでございますが、その場合、それに対する料金というものは、これは又別途
に特別会計としましては徴収できるような途があると思えます。公衆通信に直接
使っておりますものでそういう施設に指定されている、されかかっているとい
うものは今のところございせんが、旧陸海軍が使つておりました無線施設を専用
しておる、今の占領軍が専用しておりますものを施設にするというところはあり得
ると考えております。

○水橋藤作君

先だつての委員会で大体質問いたしましたのでありますが、もう一点お伺いしたいことは、この法案が全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴つて料金の改訂されることは了解いたしますが、併しこの特例によつて料金の改訂をなされるか、又法案として料金の改訂法案をお出しになるかということが相当問題だらうと思うのですが、そこでこの特例によつて法案を出されたその理由を説明願いたい。

○政府委員（山下知二郎君）

現在進駐軍に提供いたしておりますサービスは、国内で提供いたしておりますサービスと同様なものもございますが、又国内では全然提供していないようなサービスが相当あるのでございます。従いまして進駐軍と言つておるのが駐留軍に切替られますその瞬間に、そういうサービスというものは到底打切ることにはできない。名前が変わつてもやはりあらゆる軍の機関というものはそのまま存続する。そうすればその通信サービス関係というものはやはりそのまま引継いで行かない

ればならん、かようにまあ見ております。従いまして現在提供いたしております国内法に規定のないようなサービスというものをやはり対象に考えまして、ここに何らかのサービスのできる法的根拠を得なければならん。そこでこの特例に於ける法律を出しましたものでございまして、これは将来とも日本国内で同様なサービスが提供できるようなものが、殆んどそういうものでありますならば、場合によりましては電信電話料金の改正ということで全体的に直すということも考えられますけれども、いわゆる駐留軍が駐留する間だけ提供しようというサービスでございますから、ここでこの法律によりましてそういう特例をお認め願つて、先方と何らサービスの支障のないような方法に進めて行きたい、かような観点からこの法律を出しているわけでございます。

給争料金に關する法制局との打合せについて

昭44.10.3
法制局 眞田才一郎、新村秀三
郵政省 柏木亞理直、舟村特彦
社 民田啓業局長、吉村特彦課長
中山孝理局長、吉村特彦課長

法制局との打合せに於ける主要質疑事項は下記の通りである。

1. 特例法の解決について

(1) 今度の解決案は、TOWKについては、保守に當るに実費相当額を、又、J.C.P.K.については、サービス提供に關し公社が實際に負担した実費をその料金とする特別のサービスとするもの、これは公衆法等の特例法に基くもの、である旨法制局に説明した。

(2) 法制局より、公衆法等の特例法において、日本国にあるアメリカ合衆国の軍敵の用に供する電信および電話に關する料金は、公衆電気通信法の規定にかかわらず、地位に關する協定の定めるところによる旨規定されており、料金のみを公衆法の適用除外としていつと考えられるが、この特例法に基づいて、公衆法に規定してないような特別のサービスを制定するに於て来るのが、この旨がどうか。

(3) これについては、昭和27年4月、特例法を制定する時の国会審議において、米軍に対しては、国内一般に提供してゐないサービスを提供する場合もあると考之られ、そのサービスの種類及び料金を行政協定(現在の地位協定)の定めるところによつて定めることとし、その場合の法的根拠を求めた旨、行政府答弁がおこなわれてゐる。

また、一般的に電気通信業務の料金に係るものは、提供される

通信役務の種類、賃率の提供条件を想定して決定されるもの
あるから、その料金も公衆法の規定にかかわらず定めるとい
うことは、即ち、その電気通信役務の制度、提供条件に
ついては、公衆法の規定にかかわらず定めるとい
うことである旨説明した。

2. 解決案と専用料金との関係について

(1) 今度の解決案は、保守費相当額を料金とする特別のサー
ビスといたるが、実態としては、専用と同じ形態で使用される
もので、その料金も専用料金と同一の範囲にはいるものでは
ないかと、この質問があった。

(2) これについては、今度の解決案は、①TOW, JGCPは
いずれも政府資金で建設されたものであること、②これらの施設
は、最近、米軍私設のケーブル回線に代替されつつあり永続的
なサービスと考へる必要はないことおよび③TOWについては、
現在まで米軍負担で障害修理等を実施してきている状態にある
ことなどから、一般の専用サービスと異なるものがある
ことを考慮して、公衆法等の特例法に基づき、特別な制度とし
て提供し特別の料金を課することを以て答へるものがある。
従って、この特例法に基づく特別の料金は、一般専用線を使
用する場合の料金とは関係のないものである旨説明した。

3. 解決案が地位協定を採る立場にあることについて

(1) 今度の解決案は、保守実費相当額を料金とするというが、

保守実費しか課金しないというものは、保守受託と同じことであり、これは地位協定第2条の立場になるのではないかとこの質問があった。

(2) これについては、TOW, JGCPの所有権は公社にあり、これらは、日米合同委員会において地位協定第2条にいう施設および区域の運営に必要な設備、備品及び定着物」として指定されているものではない。従って、地位協定第2条に指定されていながら公社の設備を米軍が使用する場合、当然、地位協定第2条にいう公社の役務を利用することになるものではない。従って、料金が保守実費相当額と一致するとしてこれをもつて、既に、保守受託（地位協定第2条の立場）というものは存在しない旨説明した。

4. 施設および区域」の問題について

(1) 解決案は、施設および区域外の紛争料金の問題についてあるが、施設および区域外については問題があるかという質問があった。

(2) これについては、施設および区域外のTOW, JGCPは、米軍所有の自費設備で存在が、特殊性にかんがみ特殊のサービスとし、サービスの場合に応じて相当の料金をもらっているという問題は生じていない旨説明した。

衆議院日米安全保障条約特別委員会の質疑
に答へた

— 在日米軍との間の紛争料金 —

○ 紛争の経緯、理由の質問に対し

日米協定は行政協定が7条にあり有償 } 主張
米側は " " 2条にあり 無償 } 対立

○ 40億円の電話料金紛争

日米協定7条の主張は：

公益的なるもの、また公共の役務提供
であるから当然米軍が支払うべき

米側2条の主張は：

米軍における施設、区域内の足着物
であり、設備、備品であるから当然無償

7条で、右各各府並み電話料金を計算
すると約40億円の米収である(35.5.2 34回)

28年以降35年迄の計と

料金適用の問題

旧警察が使った料金は一律低い
その他官庁の料金は警察よりも相対的に
と云うことになり双方対立

○ 50億4000万 35年度まで

43年度米紛争料金累計 21億円
日米協定の計算に付ける

○ 紛争発端

内訳：

27年度	58,000万円
28 "	3億1,000万円
29 "	72,000 "
30 "	134,000 "
31 "	238,000 "
32 "	339,000 "
33 "	401,000 "
34 "	452,000 "

累計

料金問題が日米間の協定に持ちあ
せられたのは請和発効直後

○ 米側の見解が"ただ" 40億と云うこと
(36.5.21 38回3分)

○ 会計検査院の見解

行政協定の条項そのものの解釈に付いての問
題であり、はたして米側が確定的な債務があ
るかどうかと云うことがはっきりわかれば
電報公社に処理の促進を要望している

○ 魚塚安保課長の衆議院特別委員会の答へる要旨

a. 当初は安保6条に基づき米軍に施設を提供
使用を許可

b. その6条に基づき、新しくは地位協定2条1
項により使用許可

c. 問題は電話料と、安全保障処理費で215
元の施設の使用

d. 合同委員会日米双方の意見が対立したため
分科委員会を審議(合同委の下新設)同
委の結論が未だに安保改正のため

e. 安保改正後の新地位協定の発効まで、
この討議書、台意討議録に特に書き入れ今
後にも検討するに在った

f. 米側の見解
そういう特殊な条件のもとに提供された
施設であるから、一般専用回線料金を支払
するのは妥当でない。これは定着物だ、或は
施設の一部であるとの見解

○ 安川マナカ局長の答、決算委員の答弁要旨
(40.3.30 48回国会)

a. 米側の答(答)
米側は中がその答(答)を見せ、少くとも今後
のものについては料金を払う、というところ
にきた

b. 今後の問題
依然として過去の分をどうするのかの問題と、
将来払うにしてもその料金の料金をどうするか
との二点について合意を見ている

○ 76億米収入の電電公社に対する政府の
対応処理について (43.4.10 58国会)

森中平義委員(社会)の電電公社の被害者
を何時迄放つておかないで、外務省にた
てかえ払いせよ、一企業にそういう迷惑をか
けるわけでもない、との発言に対し

赤村国語大臣は、政府部内にて今後の腹
詰りを約す

○ 森中委員(社)の協定を改正しては、その賛同に
対する東郷商長の回答(43.4.10 58回会)

(四) 地位協定27条に、協定の改正という
条項がある。
これにはいずれの条に於いてもその改正
を要請するべき規定がある。
明らかに対立し、少なくとも合意に達し
ない条項が同一協定の中にあるわけだ
から、当然改正すべきではないか。

(五) 協定の2条と24条が抵触しているとい
う事は、協定上の施設、区域の違
着物が、荷物が、その運搬の運用上の
問題であるとわれわれは考えるので、
協定の改訂が必要であるとは考えて
いない。

(六) 特殊の名を付け、予算には関係ない

○ 公社は米収金の扱いをしない。紛争料金を
(小林外務大臣答弁43.5.9 58回会)

終結処理費(TOW)
米保額費(JGCP)

米側の立場

・ 米側は、各種請求取問題を一括合同委員会と
通ずる交渉から外交交渉に移すこととし、昭和

34年12月在京大使館より行政協定下にお
ける他の請求取問題を一括して解決するもの

の条件を付した。

・ 電話料金については

(一) 過去の債取・債消は一切帳消しとする(米側
は一般貨片並みの料金を他の回線について支払

っていたが、地位協定が7条の規定に基づき、
一般貨片料金の1/3の警察並みの料金を支払

たはるべきであり、日米側に超過額があり、その分
は米側債取に該当するとの考えに基づいている。

(四) 今後は、紛争施設及び一般電話料の
べも警察料率を適用に支払うこととする。

この骨子案を提示した。

中がりの立場

・ 米側案に対し、その後39年1月当分の

(一) 過去の累積債務は一律切高に棚上げに
する(当時約60億円とされていた)。

(二) 累積額の増加を防止するため、米側は38年
4月日以降の料金を一般官庁並みの料率に支

払うこととする。

この案を米側に提示したが、右提案に対し、米
側が今日まで回答は行われていない。